

就職・転職・資格取得を応援！！

母子・父子自立支援プログラム策定事業



児童扶養手当を受給している方を対象（原則）に、支援員が、相談者の状況や希望に応じた自立支援計画を策定します。

◆問い合わせ 子育て支援課 児童福祉係 (月～金 9:00～16:00) 因島福祉課 福祉係 (月～金 9:30～16:00)

自立支援教育訓練給付金

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父で、就業を目的とした指定教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座）を受講、修了した場合、経費の60%（上限80万円）を支給します。※受講申し込みの前に、事前相談が必要です。

【指定教育訓練講座の確認】

- ・母子父子福祉センターで開講
・講座を探したい [検索システム] -mhlw.go.jp (厚生労働省)

https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/

◆問い合わせ 子育て支援課 児童福祉係



高等職業訓練促進給付金

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父が、養成機関等で資格を取得するために就学する場合、高等職業訓練促進給付金を支給し、修業中の生活の負担を軽減します。（最長4年）※事前相談が必要です。

1年以上：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師、製菓衛生師
6月以上：シスコシステムズ認定、LPI認定資格等のデジタル分野等の民間資格

◆問い合わせ 子育て支援課 児童福祉係

高等職業訓練促進資金



高等職業訓練促進給付金を活用し養成機関を修了して就職した場合 入学準備金と就職準備金を貸し付けます。（返還免除あり）

※事前相談が必要です。

◆問い合わせ (社福) 広島県社会福祉協議会 生活支援課

☎ 082-254-3413

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭における親又はひとり親家庭における児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、受講費用の4割支給（上限10万円）、合格時には2割支給（受講費用と合わせて上限15万円）を支給します。

※受講申し込みの前に、事前相談が必要です。

◆問い合わせ 子育て支援課 児童福祉係



支所へのお問い合わせ

- 因島総合支所 因島福祉課 福祉係 ☎0845-26-6209
御調支所 まちおこし課 住民生活係 ☎0848-76-2136
向島支所 しまおこし課 福祉保険係 ☎0848-44-0111
瀬戸田支所 住民福祉課 福祉保険係 ☎0845-27-2209

手続き・相談は お済みですか？

□児童手当（毎年6月に現況届の提出が必要）

- ・出生などにより、新たに受給資格が生じたとき
・出生などにより、子どもが増えたとき
・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
・養育している子どもの住所が変わったとき
・受給者や養育している子どもの名前が変わったとき
・支給対象となる子どもが増えたとき、または減ったとき
・受給者が公務員となったとき、または公務員でなくなったとき

□児童扶養手当（毎年8月に現況届の提出が必要）

※手続きには必ず申請者本人がお越しください。

- ・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
・支給対象となる子どもが増えたとき、または減ったとき
・銀行口座、世帯に変更があったとき
・氏名が変わったとき
・証書を紛失したとき
・受給資格がなくなったとき

□子ども医療費助成

- ・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
・氏名が変わったとき
・健康保険証が変わったとき
・重度医療、ひとり親医療に該当になったとき
・生活保護を受けるとき

□ひとり親家庭等医療費助成（毎年6月に更新手続きが必要）

- ・尾道市から転出するとき、または住所が変わったとき
・氏名が変わったとき
・健康保険証が変わったとき
・重度医療に該当になったとき
・生活保護を受けるとき
・世帯員に変更があったとき
・母子家庭、父子家庭でなくなったとき

その他の制度（詳しくはお問い合わせください。）

▼国民年金の免除制度や、配偶者が亡くなった場合、障がいのある子どもが20歳になった場合の年金など

□国民年金保険料の免除申請

□遺族基礎年金

◆問い合わせ 保険年金課 申請給付係 ☎0848-38-9143
または、三原年金事務所 ☎0848-63-4111

□障害基礎年金

▼障がいがある子どもを養育している場合の手当・助成など

□特別児童扶養手当

□重度障害者医療費助成制度

□障害児福祉手当

□重症心身障害者福祉年金

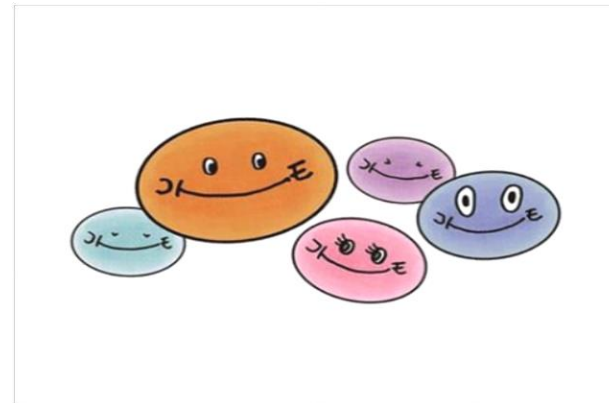
□心身障害者扶養共済制度

□自立支援医療

◆問い合わせ 社会福祉課 障害福祉係 ☎0848-38-9125

ぼし家庭 かぶし家庭

～ひとり親家庭のしおり～



➤母子家庭・父子家庭とは

配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある方を含む）が死亡したり、離婚して配偶者のいない状態となった女子・男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭をいいます。また 次のような方も「配偶者のいない状態」に含みます。

- *配偶者の生死が明らかでない女子・男子
*配偶者から遺棄されている女子・男子
*配偶者が海外にいるか、または法令により拘禁されているためその扶養を受けることができない女子・男子
*配偶者が精神または身体の障がいによって、長期間にわたって働くことができない女子・男子
*婚姻によらないで母・父となった女子・男子

➤専婦とは

かつて母子家庭の母であったが、子どもが成人したのちも配偶者のいない状態にある方をいいます。

尾道市 福祉保健部 子育て支援課 児童福祉係

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

☎0848-38-9205